

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則
 第4条（居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準）チェックリスト

号	対象法令	適合基準	確認結果
1	都市計画法	<p>建築しようとする住宅が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内に建築されるものでないこと。</p> <p>関係協議先：都市計画グループ TEL:0595-84-5046</p>	<p>都市計画法 第53条許可が必要</p> <p>・</p> <p>不要</p>
2	景観法	<p>亀山市景観条例（平成22年亀山市条例第23号）第6条の規定による亀山市景観計画の区域内において建築しようとする住宅が当該景観計画により届出を要する場合にあっては、景観形成基準に適合するものであること。</p> <p>関係協議先：都市計画グループ TEL:0595-84-5046</p>	<p>対象 （適合・不適合）</p> <p>・</p> <p>対象外</p>
3	建築基準法	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定の区域において、建築しようとする住宅が当該建築協定の建築物に関する基準に適合するものであること。</p> <p>アイリス町建築協定については 関係協議先：アイリス町建築協定運営委員会 TEL:059-229-5680</p>	<p>区域内 （適合・不適合）</p> <p>・</p> <p>区域外</p>
4	文化財保護法	<p>亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成17年亀山市条例第80号）に規定する伝統的建造物群保存地区において、建築しようとする住宅の建築にかかる許可を要する場合にあっては同条例第5条の許可の基準に適合するものであること。</p> <p>関係協議先：まちなみ文化財グループ TEL:0595-96-1218</p>	<p>地区内 （適合・不適合）</p> <p>・</p> <p>地区外</p>

※縮尺 1/2500 程度の都市計画図（都市計画施設が記入されたもの）を添付して下さい。